

認定こども園高須第2幼稚園入園に際してご理解頂きたいこと

(重要事項説明書)

入園時における重要事項は以下の通りです。全ての項目に目を通してください。

当園に入園申し込みをされる方には、願書受付日に同意書をお渡しします。園の方針にご賛同頂ける場合は、同意書にご署名頂き、入園面接の時にご提出下さい。尚、記入事項を含め、園の教育に関しまして、ご質問等がございましたら、園長までお問い合わせ下さい。

1. 幼児期の教育と認定こども園高須第2幼稚園の教育・保育方針

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要なもので、教育基本法には「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」として規定されています。

子どもが、自分が誰からも愛されているというよろこびと人への信頼感をもつために、家庭と園との連携・協力が欠かせません。世界で初めて、幼稚園を創立したフレーベルが「子供を愛し、子どもに愛され、父母に信頼されることから教育は始まる」という言葉を残しているように、園の教職員と保護者の信頼関係があって初めて教育は成り立つものです。全ての子どもが持つ「自ら成長する力」を信じ、共に喜び、共に悩み、成長を見守っていきたいと願っています。そのような願いから、入園に際して保護者の皆様にご理解頂きたい、幼児期の教育の根幹に関わることや、本園の教育方針等におきまして、P1～P5 に述べさせて頂きました。

2. 園則・施行規則に定められている定員等の事項

- ・本園の定員は0歳児8名、1歳児15名、2歳児17名、3歳児35名、4歳児35名、5歳児35名（各1クラス）とします。事情により学級数、定員は変更する場合があります。

※3～5歳児の定員は1号認定（10名）、2号認定（25名）の子どもの合計です。

- ・3～5歳児1クラスの人数は国の基準（1クラス35人で1人の担任）以上に充実させるために年度当初は3歳児20名（副担任制）、4歳児30名（副担任制）、5歳児30名（副担任制）を園が自主的に定める定員とします。
- ・クラスの状況に応じて若干名入園を認める場合があります。
- ・担任、クラス編成については様々な条件を総合的に判断し決定します。保護者の皆様のご希望をお聞きしての編成はしておりません。
- ・本園の休業日は次の通りです。（年により変更になる場合は、年間行事予定表等でお知らせします。）

1号認定 土曜日・日曜日（行事などの都合により変更することがあります。）

国民の祝日に関する法律に規定する休日。

夏期休業日 7月21日から8月31日まで

冬期休業日 12月25日から1月7日まで

春期休業日 3月21日から4月7日まで

その他、園長が必要と認めた日

2号・3号認定 日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

国民の祝日に関する法律に規定する休日。 その他、園長が必要と認めた日

- 保育時間

- 1号認定…午前9時～午後1時45分（午前保育の日は、午前11時半）
- 2号・3号認定…午前7時30分～午後6時30分（この間の定められた時間）最大午後7時まで

- 教育時数

年間39週以上、1日4時間以上を標準とします。

- 教職員数

園長1名 教頭1名 主幹教諭2名 主任保育士1名 教諭・保育士10名以上
補助教諭5名以上 事務職員2名 栄養士・調理士2名 用務員2名 他園医等

3.納付金

- 施設整備費は、入園時に一括で支払うか、毎月の保育料等で分割して支払うことが出来ます。但し、途中退園する場合は、分割払いの残金を一括でお支払いして頂きます。
- 納入金は返金できません。但し、入園前に、転勤などのやむを得ない理由で通園が困難になった場合、施設整備費を全額返金致します。
- 保育料（教育保育充実費、給食費を含む）等の毎月の納付金は、毎月5日までに口座にご入金ください。
- 各月の初日に在籍している場合は、出席の有無に関わらず 保育料等を納入してください。
- 保育料等を3ヶ月以上滞納した場合は、除籍することがあります。
- 各市町村及び諸般の事情により保育料等を変更する場合があります。

4.慣らし保育について

お家の方と離れ、新しい環境で過ごすことは、子ども達にとって、大きな不安や戸惑いが生じます。環境の変化の大きい慣らし保育期間中は、乳幼児突然死の発症率が高いとされており、年齢が低ければ低いほど疲れも生じ、体調も崩しやすくなります。

そこで本園では、0歳～2歳クラスの新入児の方（転園児も含む）には、慣らし保育期間を設けさせて頂き、少しずつ園生活に慣れて頂きます。慣らし保育は、最低3週間程の日程で進めていきますが、お子様の状態によっては、保護者様と相談をしながら進めさせていきたいと思っております。お仕事の都合等あるかと思っておりますが、お子様の第一歩となる慣らし保育期間にご理解・ご協力の程よろしくお願い致します。

5.登降園について

- 全園児共にクラス活動が始まる9時までの登園にご協力お願いします。
 - 登園時間は、1号認定8時30分～9時です。
（1号認定、又は2号・3号認定標準保育・短時間保育にて早朝保育を希望される方は7時30分からの登園が可能です。）
- 尚、登降園についての詳細は、入園の際お手紙でお知らせ致します。
- 認定時間にかかわらず、お仕事が早く終わった時やお休みの時は、お子様と一緒に過ごす時間を大切にして頂きたく、早目のお迎えのご協力をお願い致します。
 - 降園時、駐車場では車の出入りが多く、大変混み合います。安全面に十分お気をつけください。
 - * 降園時は、遊ばないでお帰り下さい。
 - * 歩行者の方は、お子様の手を繋ぎ、駐車場への飛び出し等がないようにしてください。
 - * 運転されている方は、最徐行でお願いします。園駐車場に入る手前には一般の方が利用される農道もあります。通行されている方にも十分お気をつけください。

6.与薬について

本来薬を飲ませる事は、医療行為にあたるため、園での与薬は原則行わない事となっています。しかし、やむを得ない場合は、保護者様に代わって与薬している現状です。薬の持参にあたっては、「与薬依頼書」に必要事項を記載し、捺印のうえ提出して頂きます。

◇薬は1回分だけ預かります。

◇座薬・市販の薬・解熱剤は扱いません。

尚、与薬についての留意事項は、入園の際お手紙でお知らせ致しますので、ご確認ください。

7.保育中の病気やケガについて

- ・原則37.5℃の熱を目安に、保護者様に連絡させていただきます。熱が37.5℃なくても普段の様子と明らかに違う場合の時や、嘔吐・下痢症状等で集団生活が難しい場合は、お迎えのご協力をお願い致します。
- ・病気の時は、たとえ園児が幼稚園に行きたがっても、他の園児への影響も考え、体調が完全に戻るまでは家庭でゆっくり療養させてください。
- ・本園は、感染症が蔓延しないよう「厚労省・保育所における感染症対策ガイドライン」に沿って必要な対策を行っています。感染性の疾患にかかった場合は、医師の診断に従い、登園停止期間を終えてから、登園してください。
- ・軽いケガの場合は、園で応急処置をします。医師による治療が必要と判断した場合は、保護者様に連絡後、病院を受診します。その場合には、保険証提示や処置について判断を仰ぐケース等の理由から、原則ご同伴ください。
- ・保護者様等の連絡先や、保険証番号等は、入園の際に「緊急連絡カード」に記入して頂きます。
- ・園の管理下で負傷した場合の為に、日本スポーツ振興センターの災害共済に全園児加入しています。大きな怪我の場合は、全日本私立幼稚園連合会の保険により対応致しますが、入院中以外の休業補償等には、対応しておりません。
- ・既往症や特別な配慮のいる場合につきましては、入園の際の書類「家庭状況調査票」にご記入の上、担当職員にお申し出下さい。

～保育中の怪我について～

本園は、文部科学省や厚生労働省等の定める基準や法令を遵守し、大きな事故にならないように設計されています。また、安全点検や園内で起こった怪我等の原因を元に立てた対策や配慮を全職員で共有し、安全な環境で安心して思う存分活動してもらえるよう様々な配慮をしています。

子どもの運動経験は個々によって違うため、十分に身体を動かして遊んだ結果、転んで擦り傷をつくったりすること等が必ず起こります。

子どもたちが大きくなった時に、大きな怪我をしないようになるには、小さな怪我をしながら、自分で危険を察知したり、回避したりする（リスクをコントロールする）力を身につけていくことが大切になってきます。我々も出来ることなら大きな怪我だけはさせたくありませんが、臆病な保育になると、この時期に本来身につけるべき能力が育たないことになり、かえって危険だということをご理解下さい。

保育中や送迎中に怪我をした場合は応急手当をすると同時に保護者様に連絡させていただき、保護者様との相談の上での通園となります。

8.給食・アレルギー対応について

本園では、自園給食を提供しています。

- ・0歳～2歳クラスは、高知市保育幼稚園課が作成する保育所給食献立表を基に、本園で調理した給食・おやつ（月に数回、市販のお菓子を提供あり）を提供しています。
- ・3歳～5歳クラスは、（株）高南メディカルに委託をし、本園の姉妹園である高須幼稚園で調理した給食・おやつ（月に数回、市販のお菓子を提供あり）を提供しています。

《 給食における食物アレルギーへの対応 》

発達・発育が著しい乳幼児期の子どもにとって、食事から必要な栄養素を摂ることは、とても大切なことです。そのため、保育施設の食事（給食）では、安全に配慮した食物アレルギー対応をとるために、医師の指示に基づく対応を保護者の皆様のご協力のもとで行っています。

高知市では「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき改定した本市食物アレルギー対応マニュアルより、安全・安心の確保を最優先とし、次のことについてご理解ください。（高南メディカルもアレルギー対応については、高知市と同じです。）

- ◎医師が記入する「アレルギー疾患生活管理指導表」に基づく対応
- ◎原則、「完全除去対応（提供するか、しないか）」が基本となる
- ◎お家で食べた事がない食物は、基本的に園で提供しない
（園の給食で「初めて食べる」ことを避ける）

①「アレルギー疾患生活管理指導表」の提出

お子様のアレルギー症状の把握、適切な対応のため、医師の「アレルギー疾患生活管理指導表」の提出がなければ、給食対応はできません。（本園では、アレルギーをお持ちのお子様全て「アレルギー疾患生活管理指導表」を提出して頂きます。）

尚、入園後は、症状の変更の有無に関係なく、年に1回「アレルギー疾患生活管理指導表」を提出して頂きます。（次の学年に進級する前に、園から書類をお配りしますので、医師の診察を受け、提出して頂きます。）

②食物アレルギー対応

原因となる食品の除去対応を基本とし、可能な範囲で対応に努めます。

- ①対応が必要なアレルゲンについては、ご家庭と園で二重のチェックを行う。
- ②対応が困難である場合は、ご家庭から弁当持参をお願いする事もある。
- ③給食では、初めて食べる食品の提供を避け、家庭で複数回食べてもアレルギー症状が出ないことを確認できた食品を提供するようにする。

③食物アレルギー対応の解除

医師の診断による対応の解除（除去が必要な食品の解除）があった場合は、必ず園まで連絡ください。（解除申請の様式は、園にあります。）

医師の診断のもと、家庭で数回（5回以上）摂食し、症状が発現しないことが条件となります。また、家庭で摂食した食品やその量、頻度などを解除申請の様式にて詳しく知らせて頂き、園で提供する該当食品が摂食可能であるか検討します。

9. 園写真・動画等の掲載、取り扱いについて

- ・ホームページやInstagram等に掲載した写真や動画は、閲覧以外の目的で使用しないでください。
- ・保護者の皆様が撮影された園児や園内の写真、遠足等での写真・動画に関しても、ご自分のお子様以外の園児が映っているもの等は、インターネット上、SNS等への掲載は厳禁とします。
- ・クラスだより、発表会・卒園式のDVD、又インターネットでの写真販売の取り扱い等も上記と同じ扱いをお願いすると共に、個人情報の漏洩には十分気を付けてください。
- ・ホームページ・Instagramやクラスだより等で、子ども達の写真や動画を掲載させて頂いています。個人情報の観点により、掲載を控える方については、ホームページ等に掲載しないよう十分に気をつけていきますが、写真や動画の背景としてお子様が判別できないような形で映っている場合は、お許し頂きますようお願いいたします。

10. 後援会活動について

本園では、保護者様による後援活動を行っています。毎年4月に理事選出を行い、理事になられた方を中心に後援会の活動を行って頂いています。活動内容としては、毎年検討して頂き、子ども達が喜ぶ活動を行って下さっています。

11. 教育相談

お子様のことで心配なことや気になること等、何でも結構ですので、気軽にご相談下さい。お子様の発達や行動で不安や悩みをお持ちの方はぜひご相談下さい。我々は答えを知っているわけではありませんが、一緒に考えさせて頂くことは喜んでさせて頂きたいと思います。

12. 保育計画

教育課程・保育指針（全体的な計画）に基づき、年齢ごとの発達に合わせて年間計画・月間計画・週案を作成しています。支援を要する幼児には個別計画を作成した上で教育を行います。その他、家庭との連絡方法・感染症等・園内での怪我の対応・警報時の対応・準備物に関しては入園後、園だより等で配布しています。

13. 園の概要

設置者	学校法人森本学園					
種別	幼稚園型認定こども園					
園の名称	認定こども園高須第2幼稚園					
所在地	781-8124 高知県高知市屋頭19					
電話番号・FAX	TEL 088-883-2329 FAX 088-883-2459					
ホームページ	http://www.takasu-kids.jp					
園長氏名	園長 北村 文					
開設年月日	1981年4月1日					
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
(年齢別)						
1号定員	—			5人	7人	8人
2号定員	—			20人	22人	23人
3号定員	6人	11人	13人	—	—	—

14. 施設・設備の概要及び職員体制

敷地面積	5, 213㎡	職 種 及 び 人 数
園舎面積	1, 225㎡	園長1人・教頭1人・主幹教諭2人・主任保育士1人 幼稚園教諭5人・保育士9人・保育補助7名 事務員2人・用務員2人・調理員3人 講師2名
園庭面積	3, 988㎡	
保育室数	8室	
ホール及び体育館	1室	

15. 嘱託医等

- (1) 内科 森沢 豊（けら小児科） (2) 歯科 浅埜 尚人（あさぎ歯科）
(3) 薬剤師 山本 ちさと

16. 非常災害時の対策・防犯対策

避難訓練等	避難及び消火を想定した訓練を、毎月実施します。
防災設備	自動火災探知機、煙感知器、誘導灯、消火器を備えています。
防犯設備	インターホンを備えています。

17. 避難場所

避難場所 園 庭 ・ 園舎屋上 ・ 五台山スカイパーク（仮称）
災害時避難におきましては、入園の際に手紙を配布させていただきますので、ご確認ください。

18. 苦情相談体制

相談・苦情受付担当者	氏名 齋藤 和美（教頭）
相談・苦情解決責任者	氏名 北村 文（園長） 森本 嘉一（理事長）
第三者委員	氏名 中内 司

≪※第三者委員は任意≫

受付方法：面接、電話などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

19. 賠償責任保険の加入状況

☆ 東京海上日動火災

あくまでも、見舞金として給付していますので、治療費に見合うものではありませんが、当園の一対応のひとつとしてご理解いただければと思います。

種 別	金 額
死 亡	1, 133, 000円
入 院	550円／日
通 院	350円／日

☆ （独）日本スポーツ振興センター

幼稚園の管理下【通常保育や預かり保育、幼稚園行事。但し、課外活動（サッカー、硬筆、体育、英語）は幼稚園施設提供による管轄外指導のため除外とする。】における、園児等の負傷（骨折、打撲、やけどなど）、疾病（異物の嚥下、漆等による皮膚炎など）に対する医療費、傷害又は死亡が給付の対象になります。

災害の種類		災害の範囲	給付金額
負	傷	幼稚園の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費
疾	病	幼稚園の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ●幼稚園給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ●熱中症 ●溺水 ●異物の嚥下 ●漆等による皮膚炎 ●外部衝撃等による疾病 ●負傷による疾病	
障		幼稚園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により 1 級から 1 4 級に区分される	障害見舞金（障害等級により金額が異なります。） 3,770 万円～82 万円 〔通園中の災害の場合 1,885 万円～41 万円〕
死	亡	幼稚園の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800 万円 〔通園中の場合 1,400 万円〕
		突然死 幼稚園の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400 万円 〔通園中の場合も同額〕
		幼稚園の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800 万円

上表の「療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの」とは、初診から治癒までの間の医療費総額（医療保険でいう 10 割分）が 5,000 円以上の場合をいいます。

（医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担額は医療費総額の 3 割分となります。）

障害見舞金・死亡見舞金の額については、平成18年4月1日以降に給付の事由が生じた場合の額です。

なお、平成18年3月31日以前に生じた障害に係る障害見舞金及び平成18年3月31日以前に死亡した者に係る死亡見舞金については、旧政令、省令等に基づく金額となります。

20. 個人情報の保護について

- (1) 本園は、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、これに従って世帯所得及びこれに基づく毎月の保育料に関する情報等の個人情報を厳重に管理します。
- (2) 教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

21. 園からのお願い

学期ごとに参観日や行事を通して、子ども達の育ち合う姿をご覧頂ければと思います。また、個人懇談（1学期1回、2学期1回）、クラス懇談会（1学期、3歳～5歳クラスのみ）を実施します。園といたしましては、情報交換の場として、お子様の発育の様子、園での様子、クラスの活動の意図を共通理解していただく場として、とても大切に考えておりますので、お仕事の事情等お有りになるとは思いますが出席して頂けますよう、ご協力をよろしくお願い致します。また、その他必要に応じて相談をお受けしますので、担任までお申し出ください。

園での生活を積み重ねていく中で、ご覧になって疑問に感じたこと、お子様から話を聞いて何かご心配なことや、納得のいかないことがありましたら、担任までお知らせして頂ければと思います。一人ひとりのお子様の成長を見守っていく責務と共に、園の教育目標である「支えあう子どもたち」という視点を重要視し、様々な人とのかかわりの中で子ども達それぞれの育ちを支えていける園として、様々な育ちを家庭と共有が出来る責務も担っていかねばと考えております。

なお、本園の運営に際しましてご理解頂けない言動、行為等がありました場合は、転園勧告させて頂く場合がありますことをご承知ください。